



島根県報

令和4年5月27日（金）

第 314 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

土地改良区の役員の就任及び退任の届出

（農 村 整 備 課） 2

保安林予定森林

（森 林 整 備 課） 3

【公 告】

島根県統一端末基盤構築及び運用保守業務の調達に係る提案競技の実施

（情報システム推進課） 3

公共測量の実施

（技 術 管 理 課） 7

【正 誤】

令和4年5月10日付け島根県報第309号中

（農 村 整 備 課） 7

告 示**島根県告示第424号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和4年5月27日

島根県知事 丸 山 達 也

津和野町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所**理事**

平野 均 鹿足郡津和野町添谷95番地1
水津 聡子 鹿足郡津和野町池村1525番1地
山下 直行 鹿足郡津和野町瀧元932番内1地
吉岡 満 鹿足郡津和野町須川574番地内1
水津 喜雄 鹿足郡津和野町左鏡704番地2
藤井 昭見 鹿足郡津和野町長福1048番地1
佐山 覺 鹿足郡津和野町吹野59番地
吉崎 初義 鹿足郡津和野町邑輝61番地4
田村 啓二 鹿足郡津和野町田二穂131番地2
岡田 誠 鹿足郡津和野町中座イ532番地1
河田 寿樹 鹿足郡津和野町直地58番地

監事

木村 大輔 鹿足郡津和野町名賀727番地
齋藤 泰彦 鹿足郡津和野町高峯74番地
河野 良範 鹿足郡津和野町日原71番地10

2 就任年月日

令和4年4月1日

3 退任した役員の氏名及び住所**理事**

平野 均 鹿足郡津和野町添谷95番地1
齋藤 茂 鹿足郡津和野町池村1202番地
山下 直行 鹿足郡津和野町瀧元932番内1地
吉岡 満 鹿足郡津和野町須川574番地内1
上田 徳美 鹿足郡津和野町左鏡945番地2
藤井 昭見 鹿足郡津和野町長福1048番地1
佐山 覺 鹿足郡津和野町吹野59番地
等農 修 鹿足郡津和野町部栄562番地
齋藤 泰彦 鹿足郡津和野町高峯74番地
岡田 誠 鹿足郡津和野町中座イ532番地1
河田 寿樹 鹿足郡津和野町直地58番地

監事

木村 大輔 鹿足郡津和野町名賀727番地
田村 啓二 鹿足郡津和野町田二穂131番地2
村上 猛 鹿足郡津和野町相撲ヶ原1036番地

島根県告示第425号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年5月27日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
隠岐郡隠岐の島町東郷吉津33-1、34-1、35-1、37-3、39、忌田40-1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

島根県統一端末基盤構築及び運用保守業務の調達に係る事業予定事業者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和4年5月27日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 提案競技に付する事項
 - (1) 名称
島根県統一端末基盤構築及び運用保守業務の調達
 - (2) 仕様
島根県統一端末基盤構築及び運用保守業務に係る提案競技要求仕様書による。
 - (3) 期間
ア 島根県統一端末基盤構築業務
契約の日から令和5年9月30日まで
イ 島根県統一端末基盤運用保守業務
令和5年10月1日から令和10年9月30日まで
 - (4) 提案価格の上限額
3,830,113,100円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
各年度における上限額は以下のとおり。ただし、令和5年度以降の各年度上限額は目安であり上限合計額の範囲内

で自由に設定できるものとする。

令和5年度 387,000,000円

令和6年度 767,000,000円

令和7年度 767,000,000円

令和8年度 767,000,000円

令和9年度 767,000,000円

令和10年度 375,113,100円

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあつては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあつては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業・法人の要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

カ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

ク この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(7) 目的

(イ) 企業体の名称

(ロ) 構成員の住所及び名称

(ハ) 代表者の氏名

(ニ) 代表者の権限

(ホ) 構成員の出資の割合

(ヘ) 構成員の責任

(ト) 取引金融機関

(チ) 決算

(リ) 利益金の配当の割合

(ル) 欠損金の負担の割合

(レ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ロ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

- (セ) 契約不適合責任
- (ソ) その他必要な事項

- イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。
- ウ 構成員の全てが(1)のアからキまでに該当すること。
- エ 構成員は、この提案競技に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明手続

(1) 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

令和4年5月27日（金）から6月3日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 配布場所

島根県松江市殿町1番地 島根県総務部情報システム推進課 システム運用グループ

ウ 配布手続

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で1部を配布する。

(2) 提案競技説明会

開催しない。

4 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

- (1) 提案競技参加資格確認申請書 1部
- (2) 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）
- (3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）
- (4) 島根県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）
- (5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）
- (6) 協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）
- (7) 担当者届 1部
- (8) 提案書提出書 1部
- (9) 提案書 8部
- (10) 見積書 1部

5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

(1) 提出方法

郵送又は持参による。

(2) 提出期限

- ア 4の(1)から(7)までの書類については、令和4年6月20日（月）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）
- イ 4の(8)から(10)までの書類については、令和4年7月8日（金）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

(3) 提出先

郵便番号 690-8501

松江市殿町1番地 島根県総務部情報システム推進課システム運用グループ

電話 0852-22-6338 ファックス 0852-22-5969

電子メール infosys@pref.shimane.lg.jp

6 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに文書により提出すること（ファックス又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）。

(2) 質問提出期限は、令和4年6月3日（金）午後3時までとする。

(3) 提出先

5の(3)に同じ。

(4) 質問に対する回答は、令和4年6月13日（月）までに、提案競技説明書受領者全員に対しファックス又は電子メールにより通知する。

7 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、令和4年6月23日（木）までに、郵送にて通知する。

8 選定方法

(1) 島根県統一端末基盤構築及び運用保守業務に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い事業予定者を選定する。

(2) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じ提案者によるプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）を行う。

(3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。

(4) プレゼンテーション等の日程等については、提案競技の参加者に別途通知する。

(5) プレゼンテーション等においては、提案書から読み取ることができない内容の説明は、認めない。必ず提案書に基づき説明を行うこと。

(6) 審査は、次の方法で行う。

ア 仕様書に記載してある要求要件が満たされていることを確認する。

イ 提案書に記載された提案内容及び見積書に記載された見積額を別に定める評価基準に基づき評価する。

(7) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。

(8) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は、無効とする。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

(3) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。

(4) 提案者が、当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。

(5) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。

(6) あらかじめ指示した事項に違反したとき、及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令372号）第11条第1項第1号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

11 その他の留意事項

(1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には、原則として応じない。

(2) 提案競技及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

(4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。

(5) 提出書類は、返却しない。

(6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

12 提案競技に関する問合せ先

5の(3)に同じ。

13 Summary

(1) Nature and quantity of services to be required : Base of standard terminal system for Shimane Prefectural Government 1 set

(2) Deadline for submission of proposal documents : 3 : 00 p.m. 8 July 2022

(3) For further details contact : Information system promotion Division 1 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan

TEL : 0852-22-6338

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について松江県土整備事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年5月27日

島根県知事 丸山達也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和4年4月25日から令和5年3月17日まで

3 作業地域

松江市大野町、上大野町

正 **誤**

令和4年5月10日付け島根県報第309号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
2	島根県告示第396号中	令和4年5月10日付け	令和4年4月25日付け
	島根県告示第397号中	令和4年5月10日付け	令和4年4月26日付け